

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

我が国の「こども基本法」では、国際連合が定める「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもがあらゆる差別を受けず、最善の利益が確保され、生命・生存・発達への権利およびこどもの自由な意見と社会参加が尊重される「こどもまんなか社会」に取り組んでいくこととされています。

こども自身がその権利を理解し自己を大切にし、人生に幸福を求め、世界平和や地域の持続可能な発展を志向する成人に成長するための教育と保護に努めていくための取組も定めていく必要があります。

本計画は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものです。

以上を踏まえ、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を勘案し、また、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる3つの目標、

○全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。

○こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。

○多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

これらを総称する言葉として、
本計画の基本方針を、

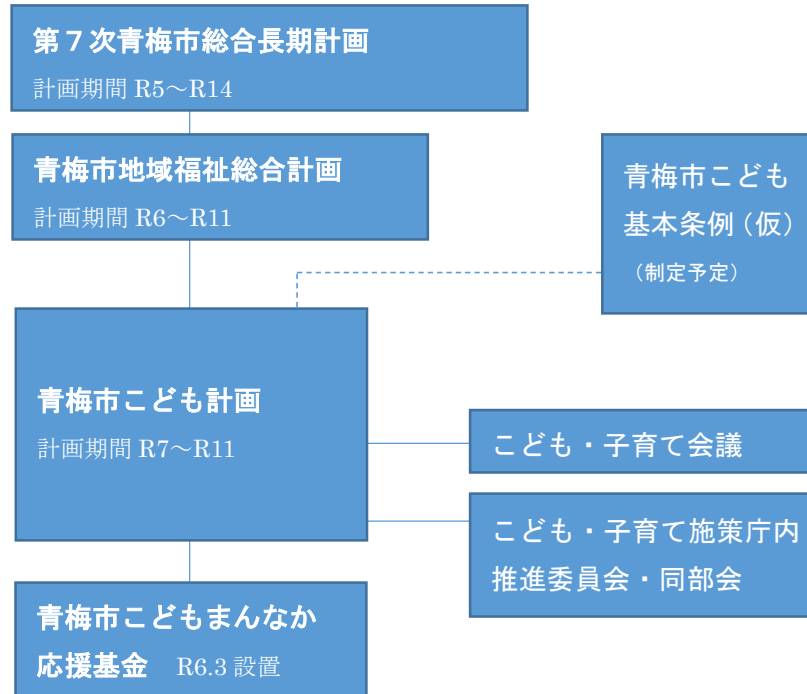
「こどもがまんなかのまちづくり」

とします。

なお、本計画における特に重要な施策について、具体的な取組を実施するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用し、計画を滞りなく推進していきます。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本理念を定める「青梅市こども基本条例（仮）」の制定については、本計画の重要な施策のひとつとし、こどもや若者、市民との対話を積み重ね、作り上げていくこととします。

●計画推進の体系



2 計画の目指すところ

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」を踏まえ、
計画の目指すところとして、

1 こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法にのっとり全てのこどもの福祉の実現を目指す

※「ウェルビーイング」とは、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」を表す言葉です

2 こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

の 3つを基本目標 とします。

3 計画の構成

[基本方針]

[基本目標]

[基本施策]

いづれもがまんなかのまちづくり

1
こどもの
ウェルビーイングを実現します

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2
こどもの成長に応じた
子育て・子育てを
支援します

①
誕生前から
幼児期まで

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実

②
学童期
・
思春期

- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

③
青年期

- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援
- (4) 相談体制の充実

3
保護者が安心して産み・育てることが
できる環境を確保します

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 男女協働の子育ての推進
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て相談・情報提供の充実
- (6) 持続可能な地域社会の形成

本計画は、こども家庭庁が示した「自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月）」を踏まえ、左の図のとおり各施策を体系化することにより、基本目標の達成を目指すものです。

各基本目標に向けての各施策や事業については、以下とおり整理し、推進を図ることとします。

●基本施策／施策の展開

こども大綱で示された「こども施策に関する重要事項」、「こども施策に関する基本的な方針」、「3つの重要事項」を踏まえて、設定した3つの基本目標を達成するための施策を体系化しています。

この体系に則して、本計画に掲げる基本方針および基本目標達成のため、第4章に示す各事業を推進していきます。

●総合長期計画における施策の方向性

総合長期計画の「まちづくりの基本方向」の「2こども・若者・教育・子育て」で示される施策の方向性について、体系に組み込み、整合を図るものです。

●重点事業

基本方針および基本目標達成のため、計画期間中に重点的に取組を進めていく事業です。

●チャレンジ事業

基本方針および基本目標達成の目指す方向性を、さらに充実させるために、計画期間中に事業実施の検討に取り組む事業です。

「青梅市子ども・子育て会議」および「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会・同部会」において提案された意見、ならびに「こども若者意見聴取会」において得た意見を、事業化することについて検討していくものです。

また、基本施策において、対象となる事業が未実施となっている場合に、その実施を検討するものです。

基本目標1 こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの福祉の実現を目指す

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現します。

そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。



●基本施策／施策の展開

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障

- ①「青梅市こども基本条例（仮）」の制定
- ②「こども基本法」の周知
- ③こどもの権利に関する理解普及・促進、権利の保障

（２）多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり

- ①遊びや体験活動の推進、居場所づくり
- ②生活習慣の形成・定着
- ③こども・若者が活躍するこどもまんなかまちづくり

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ①成育医療等に関する相談支援
- ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

（４）こどもの貧困の解消に向けた対策

- ①教育の支援
- ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者の就労支援
- ④貧困に対する経済的支援

（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ①地域における支援体制の強化
- ②インクルージョン（社会的包摂）の推進
- ③特別支援教育等

（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

- ①児童虐待防止対策等の更なる強化
- ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ③ヤングケアラーへの支援

（７）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ①こども・若者の自殺対策
- ②ネット・リテラシーの普及・啓発
- ③事故・災害、非行・犯罪・性暴力等からこどもを守る環境整備

●総合長期計画における施策の方向性

- 2-1-1 こどもがまんなかのまちづくり
- 2-1-2 こども・若者の居場所づくり
- 2-1-4 心身の健やかな成長への支援の充実
- 2-1-5 こども福祉の充実強化
- 2-1-6 相談支援の充実
- 2-2-3 豊かな心と健やかな体の育成
- 2-2-6 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進
- 2-4-4 青少年健全育成の推進
- 2-4-6 関係機関・団体等との連携・協力体制の構築

●重点事業

	事業内容・目標
1	「青梅市こども基本条例（仮）」の制定 【施策（１）①】 青梅市に育つ全てのこどもたちが幸せに成長できるまちづくりをめざす基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例（仮）」について、こどもや市民の参画による制定を目指します。
2	こどもの権利の周知・啓発 【施策（１）③】 全てのこども・若者に対して、自らが権利の主体であることの認識を普及するとともに、大人に対しても、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、社会全体での認識が深まるよう取組を進めていきます。
3	総合長期計画で示された各種居場所事業の検討 【施策（２）①】 各小学校区に、多世代交流拠点、プレーパーク、子ども食堂、学習支援等、家庭・学校・職場以外で、こども・若者が気軽に集まれる居場所づくりの検討を行います。
4	大型児童センターの設置に向けた検討 【施策（２）①】 「東青梅１丁目地内諸事業用地等整備基本計画」を踏まえた、こども・若者のための拠点およびこども・子育て支援機能の強化を目的とした大型児童センターの設置に向けた検討を行います。

	事業内容・目標
5	こどもまんなか応援基金の活用 【施策（２）③】 「こどもがまんなかのまちづくり」に寄与する各種事業の資金として活用を図ります。
6	こどもの意見聴取・意見表明機会の充実 【施策（２）③】 本計画や施策の推進にあたり、こどもたち自身が意見を表明できる仕組みづくり（こども会議・若者会議の設置など）に取り組みます。
7	こども家庭センター事業の充実 【施策（６）①】 こども家庭センターは、０歳から１８歳までのこどもとその家庭を対象とし、あらゆる相談に総合的に対応する相談窓口です。 児童虐待防止対策等の更なる強化に向けて、関係機関との連携や相談支援体制の充実に努めます。
8	ヤングケアラー対策の推進 【施策（６）③】 市内のヤングケアラーの実態を把握するとともに、その状況改善のための取組を推進していきます。

●チャレンジ事業

- こどもの権利の保障に取り組む組織づくり

青梅市こども基本条例（仮）の制定に合わせ、こどもの権利の保障に継続的に取り組む組織づくりの検討を行います。
- こども・中高生の居場所づくり

子育て支援センター、市民センター等を活用した、小学生から高校生までが利用できる居場所事業を実施できるよう検討します。
また、NPO活動支援を通した、いつでも迎え入れられるこどもの居場所の確保を推進します。
- こどもを守る暴力防止のための予防教育プログラムの展開

こどもたちに対する様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラムの実施を検討します。

基本目標２ こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

① 誕生前から幼児期まで

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化への取組を進めていきます。

●基本施策／施策の展開

(１) 母子の健康支援

切れ目ない母子保健・医療の確保

(２) 親子の成長と交流の場の支援

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(３) 教育・保育サービスの充実

教育・保育サービスの適正な確保策の推進

●総合長期計画における施策の方向性

2-2-1 幼児教育の充実

2-5-3 各種健診の充実

2-5-4 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実



●重点事業

	事業内容・目標
1	母子保健事業の実施 【施策①(１)】 乳幼児健康診査、健康相談等の母子保健事業を通じて、母子に対する保健指導・相談等を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。
2	子育て支援事業の充実 【施策①(２)】 親子の成長、関係形成を支援します。 また、子育てひろば等で、親子のふれあう交流の場の提供および子育て相談、子育てに関する情報提供などを行います。
3	育児支援ヘルパー事業の活用普及 【施策①(２)】 出産前後の身体的・精神的に不安定な時期の育児や家事を支援し、孤立防止や不安解消を図るため、制度の拡充を進めます。 また、多子・多胎に対する支援も拡充します。

●チャレンジ事業

1. 若年妊婦への支援

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めていきます。

② 学童期・思春期

中高生のアンケート調査では、自分に自信があると思う本市のこどもは、約5割程度となっており、こども家庭庁が行ったこども若者の自己肯定感の調査結果と比べ、低い数値となっています。

自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育て、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の段階に応じて身に付けることができるよう支援していきます。



●基本施策／施策の展開

(1) 教育環境の充実

- ①安心して学べる質の高い教育の提供等
- ②こども・若者の視点に立った居場所づくり
- ③地域社会と連携した教育体制の整備

(2) 豊かな心と体づくり

- ①こころのケアの情報提供や相談体制の充実
- ②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ③地域社会と連携した心と体の健全育成の推進

(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

- ①安心して学ぶためのこどもへの支援
- ②高校中退の予防、高校中退後の支援

●総合長期計画における方向性

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 2-2-2 確かな学力の向上 | 2-3-2 地域人材の活用 |
| 2-2-4 特色ある教育の推進 | 2-3-3 地域と連携した部活動の推進 |
| 2-2-5 ICT教育・STEAM教育の推進 | 2-3-4 教育相談体制の充実 |
| 2-2-7 不登校児童・生徒への支援の充実 | 2-4-2 家庭での学習習慣の定着促進 |
| 2-2-8 教育環境の充実 | 2-4-3 地域における教育・学習の場の充実 |
| 2-2-9 学校給食の充実 | 2-4-5 郷土愛の醸成 |
| 2-3-1 コミュニティ・スクールの推進 | |

●重点事業

	事業内容・目標
1	心身の健やかな成長のための相談支援体制の充実 【施策②(2)①】 こども・若者・家族が抱えている様々な悩みや問題、不安を受け止め、寄り添う相談支援の充実を図る。
2	誰もが参加できるあそびと体験の場の充実 【施策②(2)③】 青少年健全育成事業や青少年リーダー育成研修会等さまざまな体験機会を提供する事業の充実を図るとともに、体験格差が生じないよう努める。 自然や地域の中での遊び体験を通じ、郷土愛や自己肯定感の醸成を図る。

●チャレンジ事業

1. 地域と連携した郷土愛を育む気運の醸成

市内の自然・歴史・文化等を学ぶ「青梅学」と連携した、こどもたちの郷土愛を育む気運の醸成を図っていくことを検討します。

2. 不登校や高校中退者への支援

不登校の児童の居場所の確保、高校中退者のための進路についての学習会や相談等の支援体制を検討します。

③ 青年期

中高生アンケート調査では、理想的には、「大学まで」行きたいの割合が6割を超えていますが、現実的にはどうなると思うかでは、およそ10ポイント低下し、厳しいと考えている様子が伺えます。

進学を希望する若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。



●基本施策／施策の展開

(1) 就学支援の充実

高等教育の就学支援

(2) 就労支援の充実

就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取組

(3) 結婚を希望する方への支援

結婚・新生活への支援

(4) 相談体制の充実

若者やその家族に対する相談体制の充実

●総合長期計画における施策の方向性

2-5-1 結婚新生活のスタートアップ支援

●重点事業

	事業内容・目標
1	結婚した方、希望する方への支援の充実 結婚した夫婦への支援を推進していく。【施策③(3)】

●チャレンジ事業

1. 高校生・大学生との協働プロジェクト

地域との関わりや自己実現の機会として、高校生・大学生との協働プロジェクトを立上げること検討します。

2. 若者が気軽に利用できる居場所の整備

若者が集まり、語り、仲間づくりができる居場所の設置を検討します。

3. ユースヘルスケアへの取組

若者が直面する思春期の「どうしよう」「困った」を解消し、プレコンセプションケアを含め健康管理をサポートするため、気軽に相談ができる体制の整備を検討します。

4. 若者の相談支援の体制整備

進学・就労・結婚の相談支援が受けられる体制について、整備を検討します。

子どもの権利条約について

「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会で採択されました。
すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約で、日本の子どもたちにとっても、とても大切な条約です。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。
それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」としてとされています。
これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

4 つ の 原 則



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

引用：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

基本目標３ 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

本市では、子育て支援のための経済的負担軽減、地域ネットワークによる子育て・家庭教育支援、共働き家庭のワーク・ライフ・バランスの推進、ひとり親家庭への支援、子育て情報提供の充実、持続可能な地域社会の形成への取り組みを進めています。

アンケート調査では、進学費用の支援、緊急時の預け先確保、職場の理解・協力、情報提供の充実、こどもの安全確保が重要とされています。今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。



●基本施策／施策の展開

（１）妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減

- ①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

（２）地域子育て支援、家庭教育支援

- ①一時預かりや地域協力による子育て環境の充実
- ②家庭教育支援チームの普及

（３）男女協働の子育ての推進

- ①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進
- ②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業への働きかけ

（４）ひとり親家庭への支援

- ①各家庭の状況に応じた生活・子育て・就労等の支援
- ②こどもに届く生活・学習支援の推進
- ③安全・安心な親子の交流の推進
- ④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

（５）子育て相談・情報提供の充実

- ①相談支援体制の強化
- ②情報提供体制の強化

（６）持続可能な地域社会の形成

- ①少子化対策に関する取組
- ②市民にやさしいまちづくり

●総合長期計画における施策の方向性

- 2-4-1 家庭教育に関する啓発・支援
- 2-5-2 妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減
- 2-6-1 子育てに関する情報提供・相談の充実
- 2-6-2 多様なニーズに対応した保育の充実
- 2-6-3 地域における子育て支援の推進
- 2-6-4 子育て家庭の主体的な活動支援と交流・居場所づくり
- 2-6-5 ひとり親支援の充実
- 2-6-6 子育てにかかる経済的支援の充実

●重点事業

	事業内容・目標
1	学校給食費無償化の継続実施 【施策（１）①】 子育て世代を経済的に支援するため、市立小・中学校の給食費を無償化した。国等が事業化するまで継続して実施する。
2	保育所および幼稚園等の副食費補助の継続実施 【施策（１）①】 子育て世代を経済的に支援するため、保育所および幼稚園等に通園することの保護者が負担している副食費の一部補助を継続して実施する。
3	子育て世代包括支援センター事業の充実 【施策（１）①】 子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦等や乳幼児の保護者を対象とし、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応する相談窓口です。 妊産婦等への相談支援と経済支援を一体的に実施する伴走型支援により、負担軽減を図ります。
4	出産・子育て応援事業の実施 【施策（１）①】 子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援します。
5	こどもに対する医療費助成制度の充実 【施策（１）①】 小学校就学前の乳幼児、小学生、中学生、および高校生相当年齢までのこどもの医療費の自己負担の全額を助成します。
6	ひとり親支援の充実 【施策（４）①】 民間専門団体と連携して、経済的自立に向けた講座の開催やアウトリーチ型の相談支援、コミュニティの形成等のひとり親家庭の側面支援を充実する。
7	子育て情報の提供の充実 【施策（５）①】 市内NPO団体等と連携し「青梅市子育て支援ガイド」の記載内容を充実するとともに、「子育てアプリ」の普及を一層進め、保護者が求める情報に、より簡単にアクセスすることができる環境を整備する。

●チャレンジ事業

1. 一時預かり事業の拡充

駅前等で、いつでもこどもを預けることができる場所づくりの検討を行います。

2. 小学校始業前の児童の居場所確保

保護者の就労支援を図るため、小学校の始業前の時間に校内等において、児童の預かりを行うことを検討します。

3. ひとり親家庭への支援の充実

こどもに届く生活・学習支援の推進、安全・安心な親子の交流の推進、養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化について、取組を検討します。

4 計画全体の指標

計画全体の指標として、「こども大綱」に記載の指標ならびに数値目標等を参考に、下記の指標を設定しました。なお、一部の指標は、「こども大綱」に掲載されている指標そのものではなく、類似する項目を本市独自の指標として設定しています。

本計画のために実施したアンケート調査結果に基づいた数値が「現状値」として記載されています。「目標値」には、本市の状況を踏まえた計画期間中に達成すべき目標の値を記載しています。

今後も、毎年度アンケートを実施し、達成状況を確認していきます。

	項目	現状値	目標値	根拠／目標値説明
1	「子どもの権利」について、「聞いたことがある」と回答する小学生から18歳の割合	60.6%	80%以上	こどもアンケート Q4 「聞いたことがない」を現状値の1/2程度とすることを目標とする。
2	「将来、青梅市に住みたいと思う」と回答する中学生の割合	47.6%	60%以上	こどもアンケート Q7 「住み続けたい」「いつかまた戻りたい」の合計値 小学生高学年の合計値 63.3%の維持を目標とする。
3	「自分に自信がある」と思う中高生の割合	47.3%	70%以上	アンケート調査 中高生問 17① 「ある」「どちらかというところある」の合計値 国の同様項目の目標値を目標とする。
4	「自分の将来の夢や目標を持っている」と回答するこどもの割合	63.6%	80%以上	アンケート調査 中高生問 17⑤ 「持っている」「どちらかというところ持っている」の合計値 国の同様項目の目標値を目標とする。
5	困っていることや悩んでいることがあるとき「誰にも相談しない」と回答するこどもの割合	11.2%	3%以下	アンケート調査 中高生問 19 国の同様項目の実績近似値を目標とする。
6	こどもにおけるヤングケアラーの認知度 「知らない」と答える中高生の割合	48.4%	20%以下	アンケート調査 中高生問 23 保護者問 20 の実績近似値を目標とする。
7	青梅市の暮らしに満足している若者の割合	70%	80%以上	若者アンケート Q14 「満足」「どちらかといえば満足」の合計値 「どちらかといえば不満足」の半分との合計値を目標とする。